別紙 2 訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法

項 目 現 行 案 改 īF. 1 訪問看護基本療養費(1日につき 【注の見直し】 注3 ハについては、指定訪問看護を受けようと 注3 ハについては、指定訪問看護を受けようと する者が老人福祉法(昭和38年法律第133号 する者であって、同一建物居住者(当該者と ) 第20条の4に規定する養護老人ホーム、同 同一の建物に居住する他の者に対して当該訪 法第20条の6に規定する軽費老人ホーム若し 問看護ステーションが同一日に指定訪問看護 を行う場合の当該者をいう。以下同じ。) で くは同法第29条第1項に規定する有料老人ホ ーム(介護保険法第8条第11項に規定する特 あるものに対して、その主治医から交付を受 定施設及び同条第19項に規定する地域密着型 けた訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基 特定施設(以下「特定施設」という。)を除 づき、訪問看護ステーションの看護師等が指 定訪問看護を行った場合に、利用者1人につ く。)、老人福祉法第20条の5に規定する特 別養護老人ホーム、特定施設若しくは高齢者 き、訪問看護基本療養費(I)を算定する日と の居住の安定確保に関する法律施行規則(平 合わせて调3日を限度(別に厚生労働大臣が 定める疾病等の利用者に対する場合を除く。 成13年国土交通省令第115号)第3条第6号 に規定する高齢者専用賃貸住宅(特定施設を ) として算定する。 除く。) に入居若しくは入所している者又は 介護保険法第8条第9項に規定する短期入所 生活介護、同条第17項に規定する小規模多機 能型居宅介護(指定地域密着型サービスの事 業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18年厚生労働省令第34号)第63条第5項に規 定する宿泊サービスに限る。)、同法第8条

第18項に規定する認知症対応型共同生活介護 、同法第8条の2第9項に規定する介護予防 短期入所生活介護、同条第16項に規定する介 護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密 着型介護予防サービスの事業の人員、設備及 び運営並びに指定地域密着型介護予防サービ スに係る介護予防のための効果的な支援の方 法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36 号)第44条第5項に規定する宿泊サービスに 限る。) 若しくは同法第8条の2第17項に規 定する介護予防認知症対応型共同生活介護を 受けている者(以下「居住系施設入居者等」 という。) である場合に、その主治医から交 付を受けた訪問看護指示書及び訪問看護計画 書に基づき、訪問看護ステーションの看護師 等が指定訪問看護を行った場合には、利用者 1人につき週3日(同一の利用者について、 イ及びハを併せて算定する場合において同 じ。)を限度(別に厚生労働大臣が定める疾 病等の利用者に対する場合を除く。)として 算定する。

【注の追加】

(追加)

注10 3歳未満の乳幼児又は3歳以上6歳未満の 幼児に対し、訪問看護ステーションの看護師 等が指定訪問看護を行った場合には、乳幼児 加算又は幼児加算として、1日につきそれぞ れ所定額に500円を加算する。

【注の追加】	(追加)	→ 注11 イ及びハについては、同時に複数の看護師等による指定訪問看護が必要な者として別に厚生労働大臣が定める者に対し、訪問看護ステーションの保健師、助産師、看護師又は准看護師(以下「看護職員」という。)が、当該訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て、指定訪問看護を行った場合には、複数名訪問看護加算として、週1回に限り、次に掲げる区分に従い、いずれかを所定額に加算する。イ看護職員(所定額を算定する指定訪問看護を行った者)が他の保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と同時に指定訪問看護を行った場合 4,300円口看護職員(所定額を算定する指定訪問看護を行った者)が他の准看護師と同時に指定訪問看護を行った場合 3,800円
【注の見直し】	注10 利用者について、次のいずれかに該当する場合は所定額は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める場合についてはこの限りではない。 イ 病院、診療所及び介護老人保健施設等の医師又は看護師等が配置されている施設に現に入院若しくは入所している場合 ロ 介護保険法第8条第11項に規定する特定	→ 注12 利用者が次のいずれかに該当する場合は、 所定額は算定しない。ただし、別に厚生労働 大臣が定める場合については、この限りでない。 イ 病院、診療所及び介護保険法第8条第25 項に規定する介護老人保健施設等の医師又 は看護師等が配置されている施設に現に入 院又は入所している場合 ロ 介護保険法第8条第11項に規定する特定

施設入居者生活介護又は同条第18項に規定 施設入居者生活介護又は同条第18項に規定 する認知症対応型共同生活介護の提供を受 する認知症対応型共同生活介護の提供を受 けている場合 けている場合 ハ 他の訪問看護ステーション(注1に規定 ハ 他の訪問看護ステーションから現に指定 訪問看護を受けている場合(二又はホに規 する別に厚生労働大臣が定める疾病等の利 用者については、他の2つの訪問看護ステ 定する利用者が指定訪問看護を受けている ーション) から現に指定訪問看護を受けて 場合を除く。) いる場合 ニ 次に掲げる利用者が、他の2つの訪問看 護ステーションから現に指定訪問看護を受 けている場合 (1) 注1に規定する別に厚生労働大臣が 定める疾病等の利用者(ホに規定する 利用者を除く。) (2) 特別訪問看護指示書の交付を受けた 訪問看護ステーションから指定訪問看 護を受けている利用者であって调4日 以上の指定訪問看護が計画されている もの ホ 注1に規定する別に厚生労働大臣が定め る疾病等の利用者であって週7日の指定訪 問看護が計画されているものが、他の3つ の訪問看護ステーションから現に指定訪問 看護を受けている場合 訪問看護管理療養費 【点数の見直し】 イ 月の初日の訪問の場合 イ 月の初日の訪問の場合 7,050円 7,300円 ロ 月の2日目以降の訪問の場合(1日につき) ロ 月の2日目以降の訪問の場合(1日につき) 2,900円 2,950円 【注の見直し】

注1 訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問 看護を行っている訪問看護ステーションが、 利用者に係る訪問看護計画書及び訪問看護報 告書を当該利用者の主治医に対して提出する とともに、当該利用者に係る指定訪問看護の 実施に関する計画的な管理を継続して行った 場合に、訪問の都度算定する。

 $\perp$ 

2,000円

4 後期高齢者終末期相談支援療養費

【削除】

注 訪問看護療養費を算定すべき指定訪問看護を 行っている訪問看護ステーションの看護師が、 一般的に認められている医学的知見に基づき回 復を見込むことが難しいと保険医療機関の保険 医が判断した後期高齢者(高齢者の医療の確保 に関する法律の規定による療養の給付を受ける 者をいう。)である利用者(在宅での療養を行っている利用者であって通院が困難なものに限 る。)に対して、利用者の同意を得て、保険医 療機関の保険医と共同し、利用者及びその家族 等とともに、終末期における診療方針等につい て十分に話し合い、その内容を文書等により提 供した場合に、利用者1人につき1回に限り算 定する。 注1 指定訪問看護を行うにつき安全な提供体制 が整備されている訪問看護ステーションであ って、利用者に対して訪問看護基本療養費を 算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看 護ステーションが、当該利用者に係る訪問看 護計画書及び訪問看護報告書を当該利用者の 主治医に対して提出するとともに、当該利用 者に係る指定訪問看護の実施に関する計画的 な管理を継続して行った場合に、訪問の都度 算定する。

(削除)

5 訪問看護ターミナルケア療養費 注1 訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問 【注の見直し】 注1 訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問 看護を行っている訪問看護ステーションの看 看護を行っている訪問看護ステーションの看 護師等が、在宅で死亡した者に対して、その 護師等が、在宅で死亡した利用者(ターミナ 主治医の指示により、死亡日前14日以内に2 ルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で 死亡した者を含む。) に対して、その主治医 回以上在宅患者訪問看護を実施し、かつ、訪 問看護におけるターミナルケアに係る支援体 の指示により、死亡目前14日以内に2回以上 指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護にお 制について利用者及びその家族等に対して説 明した上でターミナルケアを行った場合は、 けるターミナルケアに係る支援体制について 訪問看護ターミナルケア療養費の所定額を算 利用者及びその家族等に対して説明した上で 定する。 ターミナルケアを行った場合は所定額を算定 する。 通則 【通則の削除】 3 第1号の4の規定にかかわらず、後期高齢者 (削除) 終末期相談支援療養費は、別に厚生労働大臣が 定める日より算定できるものとする。